

ページ	修正理由	修正案	現行
13	令和元年の風水害を念頭に削除	<p><b>第2章 脆弱性評価</b></p> <p><b>1 想定するリスク</b> (中略)</p> <p><b>(2) 風水害等</b> 本県では、<u>近年、治水事業が進み大規模な水害は少なくなってきたが、過去には利根川をはじめ、県内各地で河川の氾濫がたびたび発生し、流域に大きな被害をもたらしてきた。</u> (中略)</p> <p>近年では、平成25年9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、春日部市、千葉県野田市及び茨城県坂東市を竜巻が通過し、野田市では、軽傷者1名、住家で全半壊6棟をはじめとする大きな被害が発生した。また、台風被害については、平成8年9月の台風17号、平成16年10月の台風22号及び23号の他、平成25年10月15日から16日にかけて、大型で強い台風第26号が関東地方沿岸に接近して県内各地に大雨をもたらし、死者1名、重傷者3名、軽傷者19名、住家で全壊6棟、半壊9棟、床上浸水1489棟及び床下浸水2794棟の被害が発生した。県では床上浸水などの住家被害が特に多かった茂原市に対して、災害救助法を適用した。</p>	<p><b>第2章 脆弱性評価</b></p> <p><b>1 想定するリスク</b> (中略)</p> <p><b>(2) 風水害等</b> 本県では、<u>近年、治水事業が進み大規模な水害は少なくなってきたが、過去には利根川をはじめ、県内各地で河川の氾濫がたびたび発生し、流域に大きな被害をもたらしてきた。</u> (中略)</p> <p>近年では、平成25年9月2日、埼玉県さいたま市、越谷市、松伏町、春日部市、千葉県野田市及び茨城県坂東市を竜巻が通過し、野田市では、軽傷者1名、住家で全半壊6棟をはじめとする大きな被害が発生した。また、台風被害については、平成8年9月の台風17号、平成16年10月の台風22号及び23号の他、平成25年10月15日から16日にかけて、大型で強い台風第26号が関東地方沿岸に接近して県内各地に大雨をもたらし、死者1名、重傷者3名、軽傷者19名、住家で全壊6棟、半壊9棟、床上浸水1489棟及び床下浸水2794棟の被害が発生した。県では床上浸水などの住家被害が特に多かった茂原市に対して、災害救助法を適用した。</p>
13	令和元年の風水害について追記	<p><u>また、令和元年には房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の3つの大きな災害が連続して発生し、膨大な数の住家・農業用施設の損壊をはじめ、河川の越水による浸水や土砂災害など、大きな被害をもたらした。県内各地において合計で死者25名、重傷者23名、軽傷者104名、住家では全壊514棟、半壊6,963棟、一部損壊89,889棟、床上浸水181棟及び床下浸水617棟の被害が発生した(令和3年3月末現在)。とりわけ房総半島台風においては、大規模な停電が長期間発生し、一連の災害について、災害救助法の適用を行った。</u> (中略)</p>	<p><u>(新設)</u>  (中略)</p>

## 【千葉県が影響を受けた主な風水害】

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年9月6日～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年6月30日～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
雷を伴った大雨	平成元年7月31日～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風17号	平成8年9月21日～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年10月8日～10月10日	2	19	0	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年10月20日～10月21日	2	3	0	0	10	161	28
野田市竜巻災害	平成25年9月2日	0	1	1	5	—	—	—
台風26号	平成25年10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年大雪被害	平成26年2月8日	2	450	0	0	0	0	0
台風18号	平成26年10月5日	2	14	0	1	4	30	9
房総半島台風	令和元年9月9日	12	91	448	4,694	8	42	6
東日本台風	令和元年10月12日～10月13日	1	25	32	379	0	33	0
10月25日大雨	令和元年10月25日	12	11	34	1,890	173	542	30

※人的被害の死者には行方不明者を含む

## 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(中略)

本計画においては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、本県の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、3742の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

## 【千葉県が影響を受けた主な風水害】

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年9月6日～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年6月30日～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
雷を伴った大雨	平成元年7月31日～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風17号	平成8年9月21日～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年10月8日～10月10日	2	19	0	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年10月20日～10月21日	2	3	0	0	10	161	28
野田市竜巻災害	平成25年9月2日	0	1	1	5	—	—	—
台風26号	平成25年10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年大雪被害	平成26年2月8日	2	450	0	0	0	0	0
台風18号	平成26年10月5日	2	14	0	1	4	30	9

※人的被害の死者には行方不明者を含む

## 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

(中略)

本計画においては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、本県の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、37の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
I. 人命の保護が最大限図られること	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設の倒壊における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
	大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落地域等の同時発生
		2-3 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-3 電力供給停止等による情報防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-1 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下）	
	5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	
	5-5 空港の被災による航空輸送への甚大な影響（空港の機能停止）	
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5-6 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響が発生する事態	
	5-7 食料等の安定供給の停滞	
	5-8 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	6-1 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道インフラ	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
IV. 迅速な復旧復興	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態基幹的的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	6-5 異常洪水等により用水の供給の途絶防災インフラの長期間にわたる機能不全	
	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	7-4 ため池、ダム、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響による県土の荒廃	
	7-6 農地・森林等の荒廃被害による被害の拡大県土の荒廃	
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興に向けたビジョンの追加等により復旧・復興が大幅に遅れることとなる事態	
	8-3 広域地震沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-24 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が大幅に遅れる事態有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	

### 3 施策分野の設定

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
I. 人命の保護が最大限図られること	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
	II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2-2 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4 自衛隊・警察・消防・海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5 救助・救急・医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
IV. 迅速な復旧復興	4-1 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	4-3 避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下）	
	5-2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
7 制御不能な二次災害を発生させない	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワーク及び空港の機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	
	5-5 空港の被災による航空輸送への甚大な影響（空港の機能停止）	
	5-6 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響が発生する事態	
	5-7 食料等の安定供給の停滞	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備	5-8 異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態基幹的的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
7 制御不能な二次災害を発生させない	6-5 異常洪水等により用水の供給の途絶防災インフラの長期間にわたる機能不全	
	7-1 市街地での大規模火災の発生	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による影響	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備	7-5 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

### 3 施策分野の設定

16	基本計画との調和を図る	基本計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて、次の10の個別施策分野と <del>3</del> <u>5</u> つの横断的分野を設定した。	基本計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて、次の10の個別施策分野と <u>3</u> つの横断的分野を設定した。
16	基本計画との調和を図る	(1) 個別施策分野 1 行政機能/警察・消防等/ <u>防災教育等</u>	(1) 個別施策分野 1 行政機能/警察・消防等 <u>(新設)</u>
16	基本計画との調和を図る	(中略) (2) 横断的分野 <u>2</u> 人材育成 <u>3</u> 官民連携 <del>2</del> <u>4</u> 老朽化対策 <del>3</del> <u>5</u> 少子高齢化対策	(中略) (2) 個別施策分野 <u>2</u> (新設) <u>3</u> (新設) <u>2</u> 老朽化対策 <u>3</u> 少子高齢化対策
17	基本計画との調和を図る	<b>4 評価の実施手順</b> (中略) これらの作業に当たっては、縦軸に <del>3</del> <u>7</u> <del>4</del> <u>2</u> の「起きてはならない最悪の事態」を、横軸に <del>1</del> <del>3</del> <u>1</u> <u>5</u> の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、プログラムごと、施策分野ごとの評価を行った。	<b>4 評価の実施手順</b> (中略) これらの作業に当たっては、縦軸に <u>3</u> <u>7</u> の「起きてはならない最悪の事態」を、横軸に <u>1</u> <u>3</u> の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、プログラムごと、施策分野ごとの評価を行った。